

2023年5月26日

## 『大学基準』及びその解説」等の改定案に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大学基準協会  
基準委員会  
委員長 圓 月 勝 博

本協会の『大学基準』及びその解説』及びそれに基づく「評価項目」に対して、正会員大学、賛助会員大学をはじめとした関係者各位より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

この度の意見募集の結果及びご意見を踏まえた本協会の対応を以下のとおり公表いたします。意見提出フォームの問題等によって発生した誤字・脱字に限り、一部を補正しています。その場合は〔 〕で括弧で示しています。

### 【意見募集の概要】

1	案 件 名	『大学基準』及びその解説』等の改定案に対する意見募集
2	意 見 募 集 期 間	2023年2月15日（水）～同年3月31日（金）
3	意 見 提 出 者 数	6 大学・団体及び 16 個人（※匿名は個人にカウント）
4	内容別にみた意見件数	39 件
5	意見の受け取り方法	ウェブサイト上の意見提出フォーム又はメール

「『大学基準』及びその解説」等の改定案に対する意見への対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 全体</p> <p>&lt;意見&gt; いただいた大学基準の改定内容を拝見しましたが、改定の方向性に特に違和感はございません。</p> <p>内部保証システムの確立、3つのポリシーに基づく教育活動の実施、学修者本位の教育、国際的要請への配慮など、どれも重要な課題だと存じます。</p>	—	<p>このたびの改定の方向性についてご理解くださりありがとうございます。様々な方から頂いた他の意見も踏まえながら、基準及び評価項目の最終的な調整をしてみたいと考えます。</p>
2	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 全体</p> <p>&lt;意見&gt; 点検・評価報告書の作成に際し、「大学基準」及びその解説と「評価の視点」をもとに作文を行いました。その後、「評価者の観点」と照らし合わせてみると、あらたな内容が含まれているところが点在しているように思います。検証をお願いいたします。</p>	修正なし。	<p>今回の案では、「評価者の観点」は用いず、大学及び評価者双方が依拠するものとして「評価の視点」を位置づけています。したがって、指摘のような懸念は生じないと理解しています。</p>
3	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 全体</p> <p>&lt;意見&gt; 評価項目が多く、評価のための業務により業務負担が大きくな</p>	修正なし。	<p>今回の案では、評価する事項の焦点化等によって、全体として新しい「評価項目」は、現行の「点検・評価項目」に比して13項目の削減となっています。</p>

『大学基準』及びその解説」等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	るのは避けるべきである。		
4	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 全体</p> <p>&lt;意見&gt; 第3期の点検・評価項目の表現においては、語尾が「いるか」と疑問型でした。一方、第4期の評価項目では語尾が「こと」と断定的になっています。「こと」の場合、未達成だと自動的に不適合となる印象が強いと考えます。それで良いのか検討が必要だと思います。</p>	修正なし。	<p>今回の案で示した「評価項目」は大学による自己点検・評価だけでなく、評価者が評価する際にも利用するものです。そのため、共通的な最低限の合意内容としての位置づけにあることを明確にするため、「こと」という言葉を使用しています。</p> <p>なお、適否の判断は項目ごとの判断の積み重ねではなく、総合的に行います。「…こと」とある内容を満たしていないゆえに自動的に不適合と判定するといった運用は想定していません。なお、ご懸念のような誤解を招かぬよう説明に努めます。</p>
5	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 全体</p> <p>&lt;意見&gt; 「学習成果の達成」という文言について違和感がある。目標を達成することで成果が得られるとすると、「学習目標の達成」や「学習</p>	<p>大学基準において、 「学習成果の達成」とあるものを、 「<u>期待する</u>学習成果の達成」と修正します。</p>	<p>表現の正確性を高めるために、修正します。</p>

『大学基準』及びその解説』等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>成果の獲得」としてはどうか。もし、学修成果に目標と結果の両方の意味を含むのであっても「修得すべき学習成果の達成」などと表現した方が違和感が少ないように思われるので、ご検討頂きたい。</p>		
6	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 全体</p> <p>&lt;意見&gt; 改善・是正の出し方が弱気すぎて、特に中堅大学以上にとっては認証評価が外圧としての機能さえ失い、7年に1回認証と言う「画像」を買うための作業となりかねない。設置基準違反しか指摘できないのであれば、国が補助金で誘導すれば済む話だし、改革総合支援事業や大学無償化政策の機関要件などにより、このまま「緩い」指摘しかできないのであれば、自主規制としての役割さえ果たせていない。</p>	修正なし。	『大学評価ハンドブック』等に示した提言の定義から明らかのように、これまでの大学評価においても、改善に係る提言は必ずしも法令要件未充足に限ってきたわけではありません。認証評価第4期にあっても大学の発展に資するよう、適切に基準を運用し評価を行っていく考えで「取り組みの有効性・達成度を重視する評価」を方針として、基準の改定等を行っています。
7	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 全体</p> <p>&lt;意見&gt; 改革総合支援事業を意識している大学にとって、認証評価は本当に無駄な作業でしかない。そういった意味でも、分野別・規模別に、もう少し適切かつ具体的な「大学基準」を設計しなおしてほしい。</p>	修正なし。	大学基準は総じて大学に共通して期待されることを記しています。また、機関別認証評価で使用される性格を有していることから、大学の種別等による書き分けは基本的には行っていません。一方で、質保証は教育や研究に関わるもの

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			<p>である以上、ご指摘のとおり、分野の考慮が必要であり、また、規模等により具体的に想定される事項が異なってくると認識しています。</p> <p>このため、本協会では大学基準による評価だけでなく、調査研究なども行いながら様々な大学の質保証の取り組みを支えていけるよう、取り組んでいます。</p>
8	<p>＜基準（大項目）＞ 基準1 理念・目的</p> <p>＜意見＞ 評価項目②「大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。」について大学の理念・目的と、それを達成するための中・長期の計画は目的・手段の関係にあります。大学の設立の理念や建学の精神に則り一定程度の恒常性・普遍性を有する大学の理念・目的と社会の状況や時代の要請に応じて柔軟な変化・修正が求められる手段としての中・長期の計画を同じ基準の中で評価してよろしいのでしょうか。むしろ、基準10 大学運営・財務の中の(2) 財務の評価項目「教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること」を含む評価項目とし</p>	修正なし。	<p>理念・目的は、大学の根幹をなすものとして一定の恒常性を有していると一般に考えられます。そのため、これを大学としての活動に落とし込むための中・長期の計画等が重要であり、この両者の密接性に鑑みて、基準1 においては中・長期の計画等にも言及しています。一方、基準10(2)は、大学財務のあり方を規定したものであり、中・長期の計画と密接な関係はあるもののその関係性は</p>

「『大学基準』及びその解説」等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>ての設定が望ましいかと考えます。</p>		<p>財務に関わる限定的なものと言えます。以上の理由から原案のままとします。</p>
9	<p><b>&lt;基準（大項目）&gt;</b>  <b>基準2 内部質保証</b></p> <p><b>&lt;意見&gt;</b>            評価項目①の&lt;評価の視点&gt;において、「・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。」と記載されているが、「その他の組織」の範囲を明確にしていきたい。教職課程については、自己点検・評価を行うことになっているが、その他の全学組織も対象となりうるのか明確に記載していただきたい。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>ご指摘のとおり、「その他の組織」には教職課程を実施する全学的組織も含まれます。その他、教育研究等の活動にかかわって様々な組織でも自己点検・評価を実施することが重要と考えられますが、その範囲は大学の実情に応じて異なりますので、限定することはできません。したがって原文のままとします。</p>
10	<p><b>&lt;基準（大項目）&gt;</b>  <b>基準2 内部質保証</b></p> <p><b>&lt;意見&gt;</b>            今回の改定案を拝読し、大学を取り巻く状況が厳しさを増すなかで、大学が自らの責任において、教育の理念の達成に向けて自律的かつ定期的に内部質保証に取り組んでいくことの重要性を再認識した。大学は7年ごとの認証評価があるために義務的に、あるいは受動的に内部質保証に取り組むのではなく、自らの大学をよくしようという、まさに主体的かつ能動的な姿勢のもとで教職員</p>	<p>—</p>	<p>このたびの改定の方向性についてご見識をお示しく下さりありがとうございます。様々な方から頂いた他の意見も踏まえながら、基準及び評価項目の最終的な調整をしてみたいと考えます。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、内部質保証は教職員一丸となって取り組む全学的な動きの総称</p>

『大学基準』及びその解説』等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>が一丸となって取り組むべき問題であると考え。内部質保証とは、学生に提供する教育の質保証がまず根幹にあって、大学全体の質を保証していこうとする全学的な動きの総称であると思う。内部質保証の成否は、最高学府としての大学がその社会的責任を自覚しながら、自律的かつ定期的に改革を行う当事者であるという問題意識を、いかに法人も含めた教職員で共有していくことができるのかにかかっている。</p>		<p>だと思料されます。「総称」といえるだけに、単に基準2だけに着目をして内部質保証を理解すればよいわけではありません。そのことを踏まえつつ、適切に基準を参照し、内部質保証に取り組まれることを期待します。</p>
11	<p>＜基準（大項目）＞  <b>基準3 教育研究組織</b></p> <p>＜意見＞  「基準3 教育研究組織」と「基準6 教員・教員組織」が独立した基準となっていることに少々違和感があります。改正後の大学設置基準においても、教員・教員組織は職員と共に教育研究組織の一部として位置付けられています。基準として統合するか、教員の大学での教育・研究上の重要性に鑑みて独立させるのであれば、基準として連続する位置関係に配置する方が、違和感が無いかと思われます。</p>	修正なし。	<p>「基準3 教育研究組織」は大学の活動の基礎となる組織の設置について記述しています。これは学校教育法第85条にいう「教育研究上の基本となる組織」に相当する意味でもあり、大学設置基準にいう、「教育研究実施組織」とは異なります。また、機関別認証評価の法定評価事項も、「教育研究上の基本となる組織」と「教育研究実施組織等」とは別になっています。こうしたことから、当該箇所は原案のままとします。</p>
12	<p>＜基準（大項目）＞  <b>基準4 教育・学習</b></p>	修正なし。	<p>「能力を発揮」するのは学生であり、大学でないのは事実で</p>

『大学基準』及びその解説」等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>＜意見＞</p> <p>「学生に達成を期待する……とともに、学生が社会において能力を発揮していけるよう、……」との記述について、「設定した成果の達成」と「社会における能力の発揮」が必ずしも直結しない学習もあるように感じる。「設定する大学」と「発揮する学生」という二つの主体を必ずしも並記する必要がないように感じる。ここでの主体は「大学」に限定し、「その実現が図られるよう」として「構築・展開する」につなげたほうがよいのではないか。</p>		<p>すが、「学生が社会において能力を発揮していけるよう」ということを教育の意義として挿入することは重要であると思料します。そのため、原案のままとします。</p>
13	<p>＜基準（大項目）＞</p> <p>基準4 教育・学習</p> <p>＜意見＞</p> <p>せっかく学術会議が参照基準を作成・更新しているのであるから、もう少し分野別質保証が実施できるような観点を増やしてほしい。それができない限り、「学歴」「学位」よりも「学校歴」が重視される社会は変わりようがない。</p>	修正なし。	<p>質保証は教育や研究に関わるものである以上、ご指摘のとおり、分野別の考慮が必要であると認識しています。一方で、大学基準は総じて大学に共通して期待されることを記しており、機関別認証評価で使用される性格も有しております。大学基準にもとづき大学評価を行うにあたっては、理念・目的及び方針と教育等の整合性や内部質保証を重視し、それぞれの大学の特性を踏まえた評価</p>



「『大学基準』及びその解説」等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			<p>を行えるようにしています。</p> <p>なお、本協会では分野別質保証の重要性も十分に認識しており、大学評価のほかに、専門職大学院を対象とした各分野の認証評価や、歯学・獣医学分野の評価を行っております。</p>
14	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 基準4 教育・学習</p> <p>&lt;意見&gt; 「学生が意欲的かつ主体的、効果的に学習を進め、期待される成果を修めることができるように」との記述について、「期待」の主体が不明確であるように感じる。その前段階で「大学は、……実現するため、学生に達成を期待する学習成果を」との記述を受けてのものであるならば、「大学が学生に期待する成果を」としたほうがよいのではないか。</p>	<p>大学基準において、 「この一環として、適切なシラバスを…」 とあるものを、 「この一環として<b>大学は</b>、適切なシラバスを…」 と修正します。</p>	<p>文意がより正確に理解されるように、修正します。</p>
15	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 基準4 教育・学習</p> <p>&lt;意見&gt; 学修状況の把握や指導、支援等においては、対面に比べてオンライン教育の方が劣っているような考え方になっているように感じます。むしろ、ラーニングアナリティクスなどの考えが普及しつつある中、かえって学修効果を上げるためには ICT を駆使して行わ</p>	<p>修正なし。</p>	<p>大学基準は、対面式であれオンラインであれ、大学教育として求められる根幹を述べるものとしています。もとより、両者に優劣をつける考えはなく、本協会は「対等な関係」で扱うべきだとするご意見と同じ立</p>

『大学基準』及びその解説』等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>れる教育の方が上回る場合も多くあることから、「オンライン教育に固有な細かな内容を評価の視点のレベルで定める」のではなく、対面とオンラインが対等な関係で基準が作成されるべきだと思います。また、「学習」という表現が多用されていますが、「学修」の方にすべきではないかと思っております。</p>		<p>場です。</p> <p>なお、「評価の視点」においては、必要に応じてオンライン教育に関わる内容を取り上げています。これは、オンライン教育に関しては特に注意を払うべき点があると認識しているためです。</p> <p>「学修」・「学習」の用語選択については、正課の教育課程における学びに限定されない大学生活をとおした学びを幅広く意味させる目的から、本協会では「学習」を使用しています。</p>
16	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 基準4 教育・学習</p> <p>&lt;意見&gt; ＜評価の視点＞について、「得られているか」「用いられているか」とする受動態ではなく、他の記述同様、「効果を得ているか」「授業科目に用いているか」といった能動態でよいように感じる。</p>	全体を再度調整。	「評価の視点」を修正する中で、文意がより適切になる表現をとってまいります。
17	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 基準4 教育・学習</p> <p>&lt;意見&gt;</p>	—	このたびの改定の方向性についてご理解くださりありがとうございます。様々な方から

『大学基準』及びその解説」等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>学生による学習を重視する傾向にある文章になっているのは好評価である。</p>		<p>頂いた他の意見も踏まえながら、基準及び評価項目の最終的な調整をしてみたいと考えます。</p>
18	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 基準4 教育・学習</p> <p>&lt;意見&gt; 5行目に、「また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め・・・」とありますが、教育課程の編成・実施方針はあくまで方針となりますので、そこまで細かな内容を含んだ概念として設定されていることに、少々違和感を覚えます。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>教育課程の編成・実施方針は、教育課程をどのように編成し、教育を行っていくかについて基本的な考え方を明らかにするものであり、その必要性からは、基準に示した「教育課程の体系」といった細目は重要なものだと思われます。3つの方針に関し中央教育審議会が示したガイドラインに照らしてもそのように判断されますので、原案のままとします。</p>
19	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 基準4 教育・学習</p> <p>&lt;意見&gt; 履修単位の認定方針に関して、「客観的かつ厳格で、公正、公平な成績評価及び単位認定」にもとづいて行わなければならないとあるが、この点については過去も現在も変わらない基準であると考え。大学教育における主体的な学びを追求し、多様な学生の受</p>	<p>大学基準において、 「また、教育の質を保証するために、あらかじめ学生に明示した<u>方法及び基準に則った客観的かつ厳格</u>で、公正、公平な成績評価及び単位認定を経て、…」 とあるものを、 「また、教育の質を保証するため</p>	<p>成績評価にあたっては、客観性や厳格性、そして公正、公平であることだけでなく、評価する対象、目的等に即した妥当性や信頼性なども重要です。ご意見のように、対象、目的等によって「テストだけではない多様な成績評価や単位認定の在り</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>け入れを進めていくのであれば、テストだけではない多様な成績評価や単位認定の在り方も考えられるので、客観性や厳格性だけが強調されることのないような内容も盛り込むべきかと思われる。</p>	<p>に、<u>授業科目の内容・方法に応じて、客観的かつ厳格で、公正、公平な成績評価及び単位認定の方法及び基準</u>をあらかじめ学生に示す必要がある。また、それらに則って行われる評価及び単位を経て、…」と修正します。</p>	<p>方」を適切なかたちで導入することは十分に想定されるところですので、授業科目の内容・方法に応じた方法及び基準が前提となるべきことをより明確に表現できるような記載に改めます。</p>
20	<p>＜基準（大項目）＞ 基準4 教育・学習</p> <p>＜意見＞ 評価項目②「学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること」について「学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい教育課程編成・実施の方針を適切に定め、その方針に従った授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること、とする方が、以下に続く＜評価の視点＞学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程を編成しているか、とのつながりが良くなるかと思えます。現状のままですと、上位レベルの評価項目で「授業科目の開設」を評価し、下位レベルの評価の観点で「授業科目の開設」の元となる方針に沿った教育課程の編成を評価することとなります。このような評価項目と評価の観点のレベル感の逆転を防止するためにも、評価項目に方針を含むことが</p>	<p>「評価の視点」において、「・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程を編成しているか。」とあるものを、「学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って<u>授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</u>」と修正します。</p>	<p>教育課程の編成においては、なによりも学生に期待する学習成果との関係づけが十分で、その達成を保証するものになっているかが問われるべきであると思料します。その限りで教育課程の編成・実施方針を定め、それに沿って課程を編成することは重要であり、評価項目①が方針等を扱っているのはそのためです。ただし、評価項目②において、方針適合性が教育課程の本質ではなく、学生に期待する学習成果との関係づけが十分であること、そして、その達成を保証するものにな</p>

『大学基準』及びその解説』等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>妥当と考えます。</p>		<p>っていることがより基本であるとの趣旨のもと、評価項目では直接には方針に言及していません。</p> <p>なお、評価項目で言及のある「授業科目」が「評価の視点」にないことに疑問を持つ方も多いと思われるので、明確性を高める観点から「評価の視点」を修正します。</p>
21	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 基準4 教育・学習</p> <p>&lt;意見&gt; 2. 本学は、点検・評価項目ごとに点検・評価報告書を作文しましたが、基準4の点検・評価項目〔③〕～〔⑥〕では全学内部質保証推進組織との関わりがあり、更に、〔点検・評価項目⑦〕では定期的な点検の内容であり、記載内容が重なりやすいように感じました。ご検討願います。</p>	修正なし。	<p>ご指摘は、現行の大学評価における「点検・評価項目」や「評価の視点（参考資料）」のことであると理解します。</p> <p>なお、今回の改定案では教学マネジメントに関することは、基準2に集約し、ある程度の棲み分けを図りました。ただし、内部質保証の意義を踏まえると、基準2と基準4は深い関係性があり、そのため完全に切り離されるという意味での棲み分けではありません。</p>
22	<基準（大項目）>	修正なし。	入学者選抜において選抜区

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><b>基準5 学生の受け入れ</b></p> <p><b>&lt;意見&gt;</b>                      評価項目〔①〕&lt;評価の視点&gt;「・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。」に関して、多くの学生を試験による選抜をしている現実を踏まえるならば、判定できない能力、態度が含まれうる。先般、公開された教学マネジメント指針でも示されているように、「資質・能力等のうち、各大学が中核的と考えるものについては全ての入学志願者について評価・判定することを原則とする必要がある。一方、中核的な資質・能力等以外について、選抜区分ごとにそれぞれ異なる比重で評価・判定すること等を通じて、学位プログラムに属する学生全体としては、「入学者受入れの方針」に定める資質・能力等を備えている学生が含まれているという状況が確保」することを求めるなどの記載が必要ではないか。</p>		<p>分を設けたり、その区分ごとに判定する能力等の比重を別にするなどの運用は各大学に委ねられるものと思料されます。ご意見のような考え方を排除せず、かつその実施を一律に求めないために、原案のままとします。</p>
23	<p><b>&lt;基準（大項目）&gt;</b>  <b>基準6 教員・教員組織</b></p> <p><b>&lt;意見&gt;</b>                      教員として採用される者に関して、その大学の出身者とそうではない者の割合を見た場合、圧倒的に前者が多く、またいわゆる「出来レース」である場合も少なくない。この現状が不公平であることは言うまでもないが、それだけにとどまらず、日本の研究力の低下を招く一因にもなっていると考えられる。と言うのも、日本に</p>	修正なし。	<p>教員の人事が公正かつ適切に行われるべきことは、「大学基準」が明確に述べているところ。そして、教員の募集・採用について、「大学基準」では「広く国内外に人材を求める等人事の活性化を図ること」や、「人格、教育研究指導上の能</p>

『大学基準』及びその解説』等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>は、高学歴で卓越した研究能力を備えているにもかかわらず、「出来レース」が原因で、研究職がなかなか得られず、その能力を発揮できない研究者が多数いるからである。教員に関しては、男女の比率を等分にする必要が叫ばれて久しいが、同じように、その大学の出身者と出身者でない者の比率も、せめて等分にするような規定を課してほしい。</p>		<p>力、教育業績、研究業績、学界や社会における活動実績等に留意」することが必要ともしています。そのうえで、出身に応じた比率まで基準に明記することは必ずしも適切とは言えないと思料されるため、原案どおり公正かつ適切な人事等の原則を述べるにとどめます。</p>
24	<p>＜基準（大項目）＞ 基準6 教員・教員組織</p> <p>＜意見＞ 評価項目③＜評価の視点＞に「大学としての考えに応じて教員の業績評価を導入し、・・・」とある。個人的には、教授が大半を占めるようになり、給与等に差が生じない現状では、活性化は望めないかもしれないが、少なくとも本学では、学部等の執行部と所属教員に上下関係があるわけではなく、一定の周期で交代する現状においては、業績評価を委ねることには難しいと考えられる。わが国の多くの大学でも同様と考えられる。業績評価に限定せず、教員表彰なども包含するような表現にすべきと考える。アメリカとは事情が違うという点を考慮すべきではないか。</p>	<p>「評価の視点」において、「教員の業績評価を導入し、…」とあるものを、 「教員の業績を評価する仕組みを導入し、…」と修正します。</p>	<p>「業績評価」として、ご意見にある教員表彰など取り組みも想定されることです。そのため、大学基準において、「教員の業績を評価し…」と広く解せる言葉で記述しています。ただし、「評価の視点」の文言は大学基準と必ずしも同じでないことから、正しい理解につながるように表現の一部を改めます。</p>
25	<p>＜基準（大項目）＞ 基準6 教員・教員組織</p>	—	<p>このたびの改定の方向性についてご理解くださりありが</p>

「『大学基準』及びその解説」等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>&lt;意見&gt;            教員による研究成果を重視する傾向にある文章になっているのは好評価である。</p>		<p>とうございます。様々な方から頂いた他の意見も踏まえながら、基準及び評価項目の最終的な調整をしてみたいと考えます。</p>
26	<p>&lt;基準（大項目）&gt;  <b>基準6 教員・教員組織</b></p> <p>&lt;意見&gt;            教育や研究にふさわしい教員を適切に運用する記述は好評価である。一方、教員や研究、その他大学運営などの業務において問題のある教員に対して、対処できる方法が少ない点が物足りないと言える。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>大学基準においては、教員の諸活動を活性化するという目的を前提として、業績を評価する必要性を述べています（基準6解説）。もちろんその方法や活用のかたちを一律に定めるものではありません。また、教員の任用に関しては基準及び手続を明文化し公正かつ適切な方法で行う必要性を述べ、教員の地位の保障には十分に配慮する必要があることも付記しているところです。</p>
27	<p>&lt;基準（大項目）&gt;  <b>基準6 教員・教員組織</b></p> <p>&lt;意見&gt;            教員の業績評価は、誰がどのように行うのかなど、具体的な制度を考慮すると、実質的なものを制定、運営することは困難であると</p>	<p>「評価の視点」において、「教員の<u>業績評価</u>を導入し、…」とあるものを、            「教員の<u>業績を評価する仕組み</u>を導入し、…」と修正します。</p>	<p>「業績評価」としては、教員表彰等を含む幅広いものを想定しています（No. 24参照）。なお、より正確な理解につながるよう「評価の視点」の表現の一部を改めます。</p>



『大学基準』及びその解説』等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>思われます。当該内容の削除をご検討いただけますと幸いです（大規模大学になればなるほど、難しいようにも思います）。</p>		
28	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 基準6 教員・教員組織</p> <p>&lt;意見&gt; 評価項目①について、「教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。」と、教員組織の編制にあたっての観点として、研究実施能力を明示したことには賛成です。日本の大学の研究力の低下は、国際的な観点からも大きな問題と考えます。基礎研究力の持続的な基盤維持が重要となります。そのためには、研究力の再生産が不可欠で、教員による研究実践とアウトカムが鍵となると思います。</p>	—	<p>このたびの改定の方向性についてご理解くださりありがとうございます。様々な方から頂いた他の意見も踏まえながら、基準及び評価項目の最終的な調整をしまいたいと考えます。</p>
29	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 基準6 教員・教員組織</p> <p>&lt;意見&gt; 教員の処遇に関する項目が必要と考える。大学教職員の勤務時間管理に関するアンケート調査等の結果からも、大学教員の労働時間管理や時間外手当の支給に関して問題があることは明らかである。教員の質向上を図るためには、教員の経済的な安定に関しても言及すべきと考える。</p>	<p>大学基準の基準6（解説）に、 <u>「このほか、教員の業務状況については適切に把握する必要がある。」</u> を加えます。</p>	<p>基幹教員制の新たな制度化に伴って「評価の視点」としては業務状況の適切な把握に関するものを挙げております。とりわけ、複数学部の基幹教員を兼ねる者や、他大学又は企業等の者が基幹教員になる場合に重要な点だと思われます。このことについては、基準上も明文</p>
30	<p>&lt;基準（大項目）&gt;</p>		

『大学基準』及びその解説」等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><b>基準6 教員・教員組織</b></p> <p>&lt;意見&gt;                      教員の質向上を図るためには、労働基準法が遵守されているのかについても評価項目に追加すべきと考える（特に適切な雇用契約が結ばれているのか、残業代の支払いが適切に行われているのかといった点）。</p>		<p>化するほうがより明確性が高まると言えることから、文言を追加します。</p> <p>なお、大学基準においては、「明文化された基準及び手続に従い公正かつ適切な方法で」教員人事を行うべきこと、また、教員の「地位の保障にも十分に配慮する」べきことが規定されています（基準6（解説））。</p>
31	<p>&lt;基準（大項目）&gt;  <b>基準6 教員・教員組織</b></p> <p>&lt;意見&gt;                      教員の業績評価について、全くの未実施に対しては改善・是正を勧告してほしい。補助金しか圧がない状況はかえって不健全だ。</p>	修正なし。	<p>教員の教育活動、研究活動等の活性化を図ることが第一の目的であり、その目的のために業績を評価するなどの取り組みがなされるべきだと理解しています。大学評価においては、処遇と結びついた意味での業績評価を必ずしも必須とはしていませんが、上記の考え方に立ち、教員の諸活動が活性化するような取り組みに目を向けているところです。</p>
32	<p>&lt;基準（大項目）&gt;  <b>基準6 教員・教員組織</b></p>	修正なし。	<p>「基準3 教育研究組織」は大学の活動の基礎となる組織</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>＜意見＞</p> <p>「基準3 教育研究組織」と「基準6 教員・教員組織」が独立した基準となっていることに少々違和感があります。改正後の大学設置基準においても、教員・教員組織は職員と共に教育研究組織の一部として位置付けられています。基準として統合するか、教員の大学での教育・研究上の重要性に鑑みて独立させるのであれば、基準として連続する位置関係に配置する方が、違和感が無いかと思われれます。</p>		<p>の設置について記述しています。これは学校教育法第85条にいう「教育研究上の基本となる組織」に相当する意味でもあり、大学設置基準にいう、「教育研究実施組織」とは異なります。また、機関別認証評価の法定評価事項も、「教育研究上の基本となる組織」と「教育研究実施組織等」とは別になっています。こうしたことから、当該箇所は原案のままとします。</p>
33	<p>＜基準（大項目）＞</p> <p>基準6 教員・教員組織</p> <p>＜意見＞</p> <p>17行目（第3パラグラフ）には、教員のFDの必要性が示されていますが、改正された大学設置基準によれば、教職員の研修は一体的に行うものとされており（第11条）、教員のみを対象としたFDを前提とする書き方には、少々違和感があります。この点、10 大学運営・財務については、「このほか、組織的なスタッフ・ディベロップメント（活動）を行うことで、大学は教員及び職員の大学運営に必要な資質の向上を図っていく必要がある。」と記載し、教員と職員双方を対象としたSDを前提としていることとも整合が取れない形となっています。</p>	修正なし。	<p>ご指摘のあった大学基準の箇所については、まず「教育の充実と学生の学習成果の向上につなげる」という目的のために、教員の教育能力の向上や教育課程の改善等に取り組むべきことを述べています。また、研究その他の諸活動についても能力形成の必要性を説いています。これは、教育・研究等に携わる者として、教員に特に重要となることです。そのため基準の後の部分にある「大学運営に必要な資質の向上」として</p>

『大学基準』及びその解説」等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			一括することは適当でないことから、原案のままとします。
34	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 基準7 学生支援</p> <p>&lt;意見&gt; 「補充教育」なる用語の使用をやめてほしい。高等教育の文脈で使用される例がほとんどなく、学内での受け止めの際に概念が正しく定義されない。一般に用いられている初年次教育やリメディアル教育という用語を使用すべきだと思うし、それらは基準4の文脈で取り扱うことが適切だと思われる。</p>	修正なし。	<p>ご指摘の語について、大学基準においては「学生の能力に応じた補習教育、補充教育の他、学生の自主的な学習を促進する支援が重要である」という箇所（基準7（解説））、また、「評価の視点」においては「学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか」とあるものの一例として言及しています。ここに言われる「自主的な学習を促進」あるいは「学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする」という意義に即してご理解くださることを望。</p>
35	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 基準8 教育研究等環境</p> <p>&lt;意見&gt; 【デジタル技術の発展による影響の記述を加筆変更する必要</p>	修正なし。	<p>大学基準は、大学として求められる基本的なあり方を述べるものとしています。そのため、例えば基準4「教育・学習」ではICTを活用すると否と</p>

『大学基準』及びその解説』等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>があるのではないか】これまで、デジタル技術の発展は ICT の活用や遠隔講義の普及など教育現場に影響を与えており、それらについて文書中で言及があります。しかし、対話型の人工知能(例えば chatGPT)が、実用レベルに達しつつあることで、大学の教育現場がこれまでと比較にならないほど、変わると思います(例としてレポート課題はすでにそうですが、その他の課題の多くも人工知能に任せることができってしまう。など)この変化は、昨年末に chatGPT が発表されてから急激におきています。本日も「chatGPT 大学教育」で検索すると、米国の大学で起きている様々な変化に関する文章が出てきます。現在は、「ズルをする道具」としての議論が多いようですが、人工知能に MBA を与えた教授もいるという話があるので、教育の本質の問題になると思われます。今回の基準は令和 7 年に基準として有効になるようですが、その頃にはかなり状況に変化があるのではないかと思います。今回の文書にある基準が、二年後の大学の基準として有効なのかが心配な気がします。もちろん未来の予測をして基準を作成することは困難ですが、デジタル技術に関する記述について加筆変更したほうがいいのではないかと思います。</p>		<p>に関わらないポイントとして、「学問の体系などに適合する」といったことや「順次性に配慮」すること、その他方法上の基本などを記述しています。もっとも、デジタル化の進展に伴って特有の配慮事項が加わらざるを得ないのも事実であり、ご指摘の点についても、認識を共有するところです。そのため、技術活用にあたって最も根本的となる情報倫理やプライバシー権等について大学基準で記述を設けているところです。こうしたことから、現段階においては原案どおりとし、今後必要に応じて内容を検討します。</p>
36	<p>＜基準（大項目）＞  <b>基準 8 教育研究等環境</b></p> <p>＜意見＞            評価項目③について文言の修正意見            原案： 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促</p>	<p>評価項目において、            「研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。」            とあるものを、            「研究活動に関わる支援、条件整</p>	<p>評価項目の内容自体は、研究活動の促進とともに研究倫理の遵守や不正防止を含んでいます。「研究活動の促進」にだけ重点があるわけではないので、その意図がより明確になるよ</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>進を図っていること。</p> <p>代案： 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進と信頼性の保証を図っていること。</p> <p>意見の背景説明：第 3 期の基準 8 の点検・評価項目⑤では、「研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか」という項目がありました。しかし、第 4 期の基準 8 の評価項目からは、「研究倫理」の文言がなくなっています。一方、基準 8 の解説には 2 行「大学は、研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を明文化し、適切な組織のもと研究 倫理の遵守を図り、適切に研究活動を実施することが必要である」との言及がありますが、基準本体および評価項目には、この「解説」での言及の根拠となる表現が見当たりません。第 4 期の基準 8 評価項目③においては、「研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること」となっており、研究活動の促進にのみ焦点が当てられていて、バランスを欠いている印象があります。一方、今回の意見募集の範囲外ではありますが、基準 8 評価項目③の下の「評価の視点」には、「研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理 の遵守を図る取り組みを行っているか。」との設定があります。しかしながら、ここでも、規程の制定と取り組みだけの扱いで良いのかという疑問が残ります。ChatGPT に代表される人工知能による作文ソフトが学術論文作成に使われる懸念のある現在、論文不正に対して（とくに剽窃）、さらに学術成果の独創性担保の観点から、「研究倫理」については大学としてもっと重視すべきではないかと考えます。</p>	<p>備を通じ、研究活動の促進を図っていること。<u>また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。</u></p> <p>と修正します。</p> <p>またこれと関連して、大学基準において、</p> <p>「大学は、…研究倫理の遵守を図り、<u>適切に</u>研究活動を実施することが必要である。」とあるものを、</p> <p>「大学は、…研究倫理の遵守を図り、<u>健全な</u>研究活動を実施することが必要である。」</p> <p>と修正します。</p>	<p>うに文言を改めます。また、これに関連して大学基準の文言も文意がより明確になるよう改めます。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
37	<p>&lt;基準（大項目）&gt;  <b>基準 8 教育研究等環境</b></p> <p>&lt;意見&gt;            基準 8 の「点検・評価項目 4」の内容が「研究活動を促進させるための条件の整備」となっています。この項目の中で「オンライン教育を実施する教員からの相談対応・・・」とあります。これは、研究活動に関するオンライン教育を指すのでしょうか？わかりやすくご検討をお願いいたします。</p>	<p>「評価の視点」において、  <b>「ネットワーク環境やICT機器を</b>学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じて整備し、活用の促進を図っているか」            とあるものを、            「学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じて<b>ネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により</b>、それらの活用を促進しているか。」            と修正します。</p>	<p>ご意見は、今回の改定案に対するものでなく、現行の「点検・評価項目」とそれに関わる「評価の視点」例に対するものと思料します。</p> <p>なお、現行の「点検・評価項目」と同様に機器等の物理的な整備だけでなく人的支援等が重要である点が明確になるよう、「評価の視点」を改めます。</p>
38	<p>&lt;基準（大項目）&gt;  <b>基準 9 社会連携・社会貢献</b></p> <p>&lt;意見&gt;            今回の改定案では、デジタル技術やグローバル化への対応というキーワードが盛り込まれた。デジタル技術やデータサイエンスなどを大学教育に積極的に導入していこうとする時代の潮流において、必然的な結果であると考えます。デジタル技術の面においては、学内における人的資源を含めて、情報教育インフラへの投資を行っていくことなどが必要であろうが、財政基盤の弱い大学などには限界もあることも考慮に入れていただきたいと思う。グローバル化への対応という点に関しては、留学生の積極的な受け入れ</p>	<p>大学基準において、            「…大学の教育研究活動をグローバルな視野で考えることを必要としている。とりわけグローバル化への…」            とあるものを            「…大学の教育研究活動をグローバルな視野で考えることを必要としている。<b>そのため、すべての大学はこの視点を持つとともに</b>、とりわけグローバル化への…」            と修正します。</p>	<p>「デジタル化」あるいは「情報通信技術（ICT）」といった語は、大学基準の中で何度か使用しています。ただし、ご意見のように、どのような対応が必要かは大学によって異なるものであるために、あり方を一律に規定するかたちをとってはおりません。</p> <p>また、「グローバル化への積極的な対応を重視する大学」という表現について、ご指摘のよ</p>

『大学基準』及びその解説』等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>なのか、学生に対する海外留学の薦めなのか、外国語教育の充実なのか、大学によっては取り組みに差がでるかと思う。今回の改定の文面をみると、「グローバル化への積極的な対応を重視する大学においては」とあるが、これでは「重視しない大学」もあってもよいというようにも読み取れてしまうので、表現については再考する余地があるのではないだろうか。</p>		<p>うに我々は今日、否応なく世界と向き合い、意識せざるを得ない状況にあると言えます。そのために、「グローバル化への積極的な対応を重視する大学」という書き方をしていますが、その一文は「とりわけ」とするとともに、この一文の前には、上述の状勢を述べた部分を設け、大学を問わず関わってくるものだということを明らかにしています。ただし、この意図をより明確にするために、一部を修正します。</p> <p>なお、この部分については短期大学基準に対して別な意見もありました。当該意見も踏まえながら全体としてより適切な表現となるようにします。</p>
39	<p>&lt;基準（大項目）&gt; 基準 10 大学運営・財務</p> <p>&lt;意見&gt; 教員については、基準 6. に項目建てがあるが、職員も大学組織</p>	修正なし。	<p>大学基準では「職員の採用及び昇格にあたって、大学は、…、優秀な人材の確保に努める必要があり、…」と記述し、能力に応じた評価と働きを望むも</p>



『大学基準』及びその解説」等の改定案に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>を構成する重要要素であることから、理想の年齢構成、性別等の多様性、特に女性管理職比率等に関する言及があることが望ましいのではないか。</p>		<p>のとなっています。それは、性差等に関わらない働きをも示唆するところですので、原案のままとします。</p>

以上